

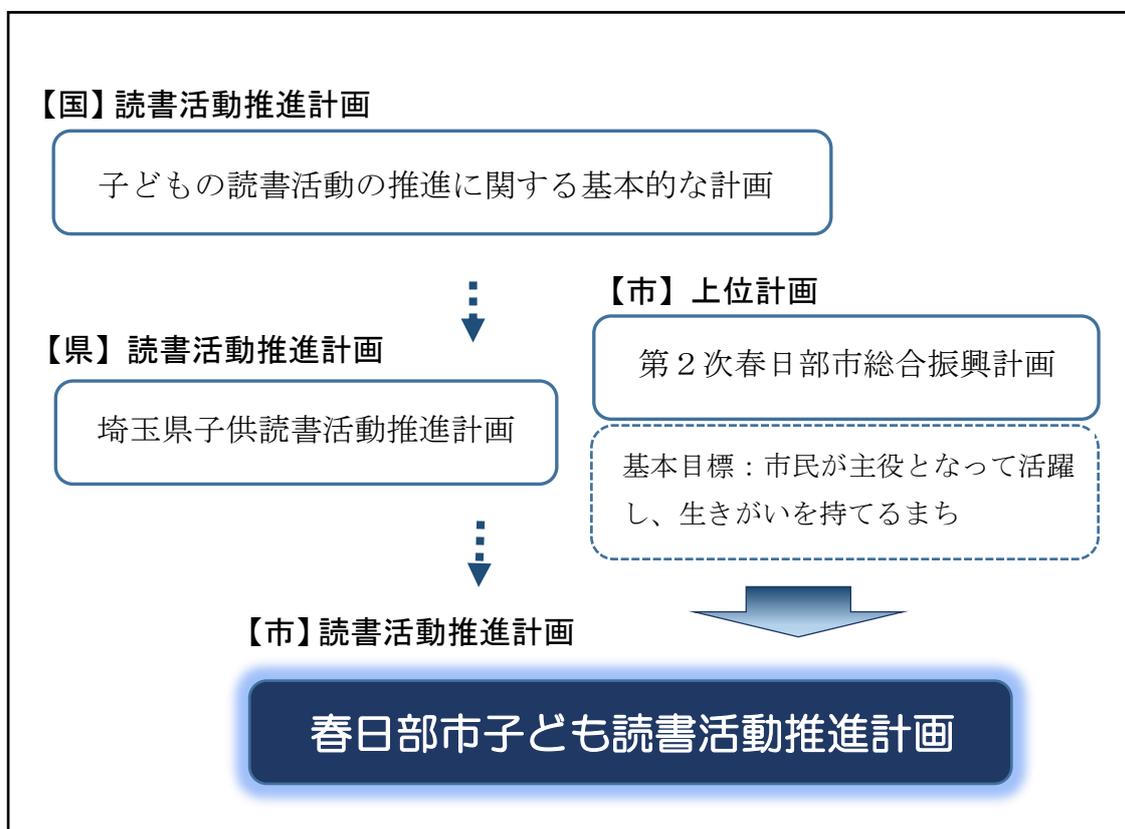
第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。本計画では、子どもの読書活動をより一層推進することを目指し、本市における子どもの読書活動推進にあたっての基本的な方向を明らかにし、関連する施策に総合的、計画的に取り組むことを目的としています。

2. 計画の位置づけ

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条に基づく、市町村の計画として位置づけ、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、県の「埼玉県子供読書活動推進計画」を踏まえ、「第2次春日部市総合振興計画」との整合性を図りながら、本市における子どもの読書活動の推進に関する具体的な施策について定めるものです。



3. 計画の対象

本計画で対象となる「子ども」の年齢を、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条に基づき、おおむね0歳から18歳以下とします。

4. 計画の期間

計画期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度（平成35年度）までの5年間とします。ただし、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

5. 計画の理念と方針

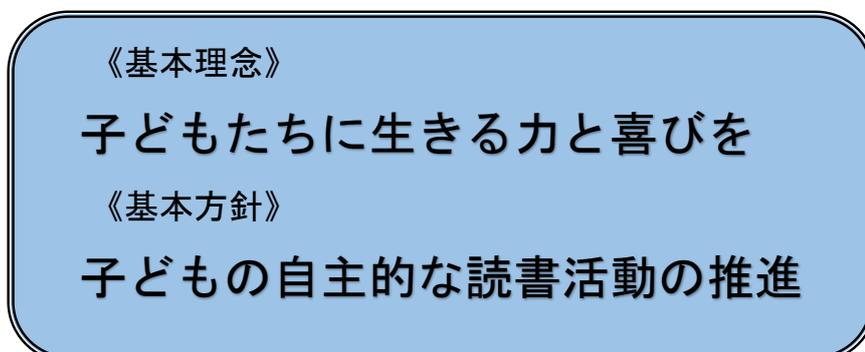
「春日部市子ども読書活動推進計画」では、「子どもたちに生きる力と喜びを」を基本理念として掲げ、子どもの読書活動を推進します。

子どもは読書を通して本の世界を疑似的に体験し、様々な世界に触れることによって、感受性や想像力を発達させることができます。また、多様な表現や新たな知識を取得することによって、文章の理解力を発達させたり、新たな考え方に出会うことができます。読書を通して得られたものは、子どもの心を育み、学力や人格形成にも影響を与えます。また、子どもが出会ったお気に入りの一冊は、将来生きていく中で困難に直面したときの道しるべとなり、生きるための大きな力を与えてくれることがあります。

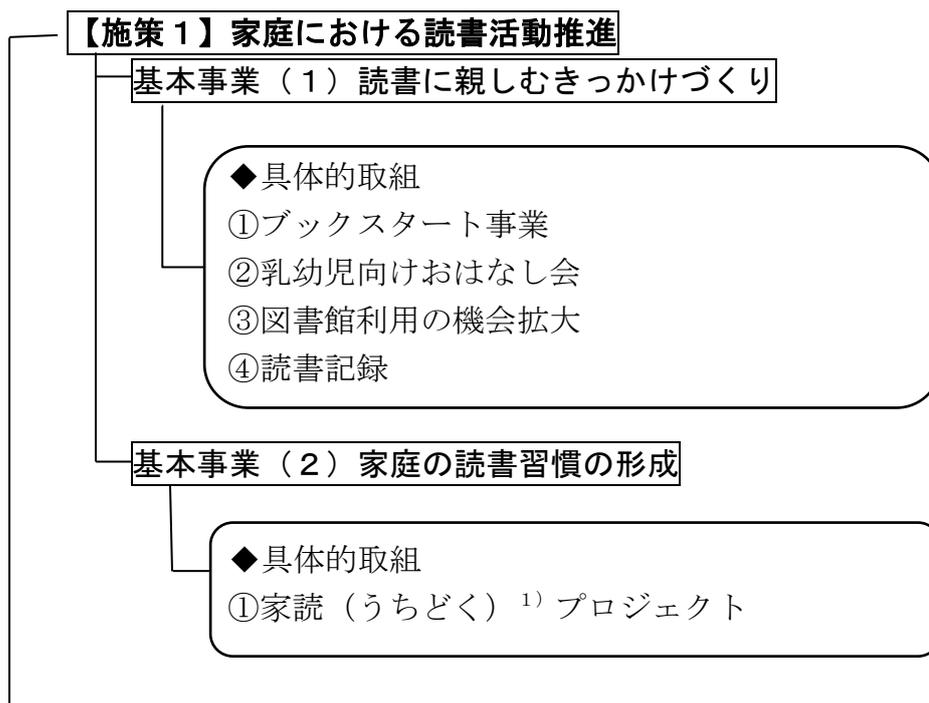
本市では、子どもたちが豊かな人生を歩むための友となる本と出会うことを願って、「子どもたちに生きる力と喜びを」を基本理念として掲げるものです。

また、この基本理念を実現するため、家庭、地域、学校等が子どもの読書活動を推進するための関心と理解を深め、子どもが自ら楽しく読書活動を行うよう「子どもの自主的な読書活動の推進」を基本方針とします。

6. 計画の体系



《計画体系図》



1) 家読（うちどく）…「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深めることを目的にした読書運動。

【施策2】地域における読書活動推進

基本事業（1）図書館の取組

◆ 具体的取組

- ① 児童書の充実・整備
- ② 読書環境の整備
- ③ ハンディキャップのある子どもの読書活動支援
- ④ 図書館利用者へのアンケート調査
- ⑤ おはなし会の実施
- ⑥ 図書館利用促進のための取組
- ⑦ ボランティア等の支援・育成
- ⑧ 学校等との連携・協力

基本事業（2）子育て支援・社会教育施設等の取組

◆ 具体的取組

- ① 児童発達支援センターの取組
- ② 児童センターの取組
- ③ 子育て支援センターの取組
- ④ 放課後児童クラブの取組
- ⑤ 放課後子ども教室の取組
- ⑥ 公民館の取組
- ⑦ 地域文庫の取組

【施策3】学校等における読書活動推進

基本事業（1）学校の取組

◆具体的取組

- ①学校の取組
- ②学校図書館の取組
- ③学校図書館の図書整備
- ④学校図書館支援員の配置
（小学校・義務教育学校（前期課程）図書館）
- ⑤司書職員の訪問支援
（中学校・義務教育学校（後期課程）図書館）

基本事業（2）幼稚園・保育所（園）の取組

◆具体的取組

- ①私立幼稚園の取組
- ②公立保育所の取組
- ③民間保育園の取組

【施策4】子どもの読書への関心を高める取組

基本事業（1）子ども同士の取組

◆具体的取組

- ①子ども司書講座
- ②ビブリオバトルの実施
- ③子ども同士の読書活動の充実

【施策5】子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

基本事業（1）子どもの読書活動の普及啓発と広報の推進

◆具体的取組

- ①「子ども読書の日」関連事業
- ②ブックリストの配布
- ③子どもの読書活動の啓発・情報発信
- ④「文字・活字文化の日」関連事業